別表第五号　無線局の免許承継申請書(届出書)の様式(第20条の2第2項、第20条の3第3項、第20条の3の2第3項及び第20条の3の3第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局免許承継申請書(届出書)

年　　月　　日

総務大臣　殿(注1)

□電波法第20条第1項、第7項若しくは第8項又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したので、同条第9項の規定により、別紙の書類を添えて下記のとおり届け出ます。(無線局免許手続規則第20条の2に関する手続)

□電波法第20条第2項、第4項(分割に係る部分に限る。)若しくは第5項(合併に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3に関する手続)

□電波法第20条第3項、第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項後段(地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続)

□電波法第20条第4項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。)若しくは第5項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。)又は第10項の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。(無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続)

(注2)

記

1　申請(届出)者(注3)

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒(　　―　　)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ

2　承継に係る無線局(注4)

①　識別信号	
②　種別	
③　免許の番号又は予備免許通知書の番号	
④　免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤　免許の有効期間	

3　電波法第5条に規定する欠格事由(注5)

開設しようとする無線局	無線局の種類(法第5条第2項各号)	□　該当 □　該当しない
外国性の有無	国籍等(同条第1項第1号から第3号まで)	□　有　□　無
	代表者及び役員の割合(同項第4号)	□　有　□　無
	議決権の割合(同号)	□　有　□　無
相対的欠格事由	処分歴等(同条第3項)	□　有　□　無
一部の基幹放送をする無線局の欠格事由	国籍等(同条第4項第1号)	□　有　□　無
	処分歴等(同号)	□　有　□　無
	特定役員(同項第2号)	□　有　□　無
	議決権の割合(同項第2号及び第3号)	□　有　□　無
	役員の処分歴等(同項第4号)	□　有　□　無

4　各手続に係る個別事項(注2)(注6)

□無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

②　合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定の年月日

③　合併又は分割の理由

④　免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

⑤　事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

⑥　事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

⑦　無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

⑧　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

□無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

② 事業の譲受けの理由

③ 免許人又は予備免許を受けた者の地位の承継を必要とする理由

④ 事業計画(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

⑤ 事業収支見積り(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

⑥ 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

⑦ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合に限る。)(注7)

□無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

① 譲受人が事業を譲り受ける年月日

② 事業の譲渡し(法第20条第4項後段の場合)又は譲受け(法第20条第5項前段の場合)の理由

③ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業計画(注7)

④ 譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の事業収支見積り(注7)

⑤ 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法(注7)

⑥ 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(注7)

5 添付書類(注2)

(1) 無線局免許手続規則第20条の2に関する手続

□免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継した事実を証する書面

□相続人が2人以上ある場合において、その協議により、免許人又は予備免許を受けた者の地位を承継すべき相続人を定めたときは、他の相続人がこれに同意した事実を証する書面

(2) 無線局免許手続規則第20条の3に関する手続

□合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

□株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)

□合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人の定款案

(3)　無線局免許手続規則第20条の3の2に関する手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第118条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)

□譲受人が法人であるときは、その定款

□譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

(4)　無線局免許手続規則第20条の3の3に関する手続

□事業の譲渡に関する契約書の写し

□譲渡人が法人であるときは、その定款

□譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

6　申請(届出)の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局の地位の承継の申請又は届出をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　該当する□にレ印を付けること。

3　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請(届出)者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。なお、申請(届出)者が外国人である場合は、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(2)　氏名又は名称及び代表者氏名の欄は、次によること。

ア　第20条の2に関する手続の場合は、免許人の地位を承継した者の氏名又は名称を記載すること。なお、法第20条第7項及び第8項の場合は、変更後の運用する者の氏名又は名称を記載すること。

イ　第20条の3に関する手続の場合は、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部(法第20条第4項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部)を承継する法人の予

定する商号又は名称を記載すること。

ウ　第20条の3の2に関する手続の場合は、譲受人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

エ　第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

オ　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、申請(届出)者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3)　代理人による申請(届出)の場合は、申請(届出)者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

4　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、承継に係る無線局に指定されている識別信号を記載すること。ただし、包括免許に係る特定無線局の場合については、記載を要しない。

(2)　②の欄は、承継に係る無線局について、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、第15条の2の2第3項又は第25条第7項において準用する第15条の2の2第1項又は第2項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(3)　③の欄は、現に免許を有している承継に係る無線局の免許の番号(予備免許を受けているものにあつては、予備免許通知書の番号)を記載すること。

(4)　④の欄は、次によること。

ア　第20条の2又は第20条の3に関する手続の場合は、承継に係る無線局の免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称を記載すること。

イ　第20条の3の2に関する手続の場合は、譲渡人の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

ウ　第20条の3の3に関する手続の場合は、譲渡人(法第20条第4項後段の場合)又は譲受人(法第20条第5項前段の場合)の氏名又は名称若しくは商号を記載すること。

(5)　⑤の欄は、承継に係る無線局の免許の有効期間を記載すること。ただし、第20条の2の手続の場合又は予備免許を受けている場合にあつては、記載を要しない。

5　3の欄は、次によること。

(1)　法第5条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第5条第2項各号のいずれかに該当する場

合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。)をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載すること。

(2)　外国性の有無の欄、又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄のうち特定役員及び議決権の割合の欄に記載をした場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。

6　該当する手続について、各項目に応じて記載すること。

7　別表第二号第1又は第5の基幹放送局の無線局事項書に準じて記載すること。

8　申請に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

9　申請(届出)書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。